

内国郵便約款の変更認可について

(諮問第1171号)



諮問第 1171 号
平成 30 年 11 月 30 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真敏

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることとしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	法第 44 条第 2 項の規定により、郵便約款に定めるところにより同条第 1 項に定めるもの以外の郵便物の特殊取扱を実施することができることとされており、今回の改正事項は、当該郵便物の特殊取扱の実施について定めているものであることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	返信依頼郵便の引受方法及び配達方法に関する事項を新設約款に定め、それ以外の事項は、現行の郵便約款に定められている一般的な規定が適用されるものであることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	返信依頼郵便は後納により取り扱われることとされ、現行の郵便約款に定められている後納の規定が適用されるものであることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	現行の郵便約款に定められている損害賠償等の規定が適用されるものであることから、適当である。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。



2018-日経企第2085号

2018年10月25日

総務大臣

石田 真敏 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2019年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
返信依頼郵便を創設し、お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
	<u>第11節の2 返信依頼郵便</u> <u>(返信依頼郵便の取扱い)</u> <u>第141条の2</u> 当社は、郵便物を配達し、又は交付する際に、受取人の承諾を得た上で、郵便物に添付されている郵便葉書による返信の依頼を行う返信依頼郵便の取扱いをします。 <u>2</u> 当社は、前項の承諾を得ることができなかった場合は、同項の依頼を行わずに郵便物を配達し、又は交付します。 <u>(返信依頼郵便とすることができる郵便物)</u> <u>第141条の3</u> 返信依頼郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（料金表に規定する定形外郵便物に限ります。）につき、これをします。 (1) 書留とするものであること。 (2) 当社が指定する方法により返信のための郵便葉書（料金受取人払とするものに限ります。）を添付したものであること。 (3) 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。 (4) 当社が別に定める表示に関する条件を満たすものであること。 <u>2</u> 返信依頼郵便とする郵便物（以下「返信依頼郵便物」といいます。）は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。 <u>(返信依頼郵便の差出方法)</u> <u>第141条の4</u> 返信依頼郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、当社が別に定める事業所にあらかじめ利用の申出をした上、当社の指示に従いその事業所に差し出していただきます。 <u>(返信依頼郵便の表示)</u> <u>第141条の5</u> 返信依頼郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。 <u>(受取人不在等の場合の取扱い)</u> <u>第141条の6</u> 受取人不在その他の事由によって配達することができない返信依頼郵便物は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、交付し、又は配達します。

附 則（平成30年※月※日 2018-日※第※号）

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

内国郵便約款の変更認可について

平成 30 年 11 月 30 日
総 務 省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

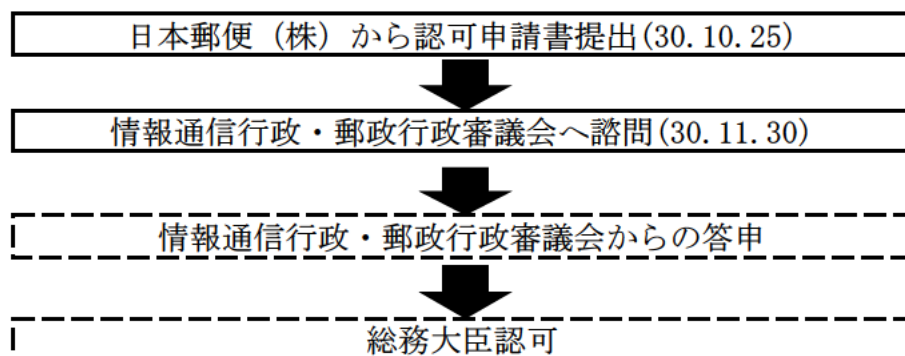
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 内国郵便約款変更の概要

日本郵便株式会社では、平成29年7月1日から平成30年12月31日までの予定で、「返信依頼郵便」の試験サービスを行っている。
(試験的に提供する郵便の役務の提供条件は、総務大臣の認可不要。(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第29条第2号)。

日本郵便株式会社は、試験期間終了後、本格実施することを予定しており、このため内国郵便約款を変更するもの。

2 サービス内容

(1) 概要

料金後納の書留とし、専用のラベルを貼付した定形外郵便物を配達する際に、受取人の承諾を得た上で、郵便物に添付されている料金受取人払とする郵便葉書(アンケート葉書)の返信を依頼する特殊取扱サービス。

(返信依頼郵便の例)

料金後納郵便

〒100-8798 東京都千代田区麹町 1-3-2
郵便 太郎 様

<差出人>
XXXX-XXXX
〇〇区〇〇1-2-3
〇〇生命保険(株)
〇〇部
0120-000000

<内容品>
パンフレット

お問い合わせ番号
1234-5678-9012

51234307890125

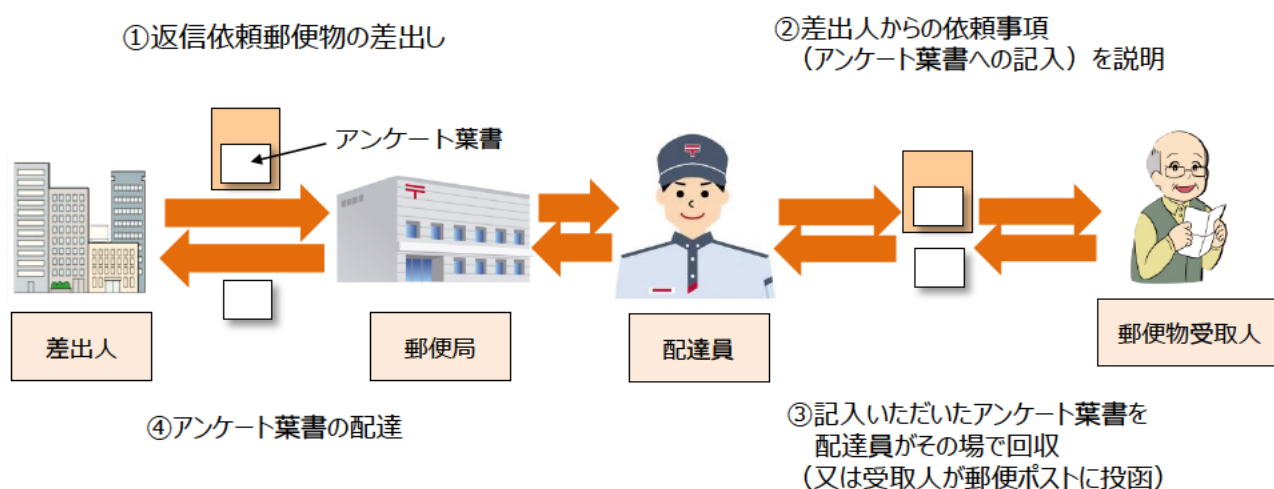
一般書留(返信依頼)

アンケート記載部分
(その場で受取人さまにご回答いただける
ようなごく簡単なもの)
(例)
① この郵便物をお受取りになられたのはお届け先の受取人ご本人様でしょうか。
☐ はい ☐ いいえ(質問②へ)
② ①が「はい」の場合ご本人さまはお届け先の受取住所(転送先の場合を含みます)にお住まいでしょうか。
☐ 受け取り住所に住んでいる
☐ 受け取り住所に住んでいない
☐ その他()
ご協力ありがとうございました。
※この郵便物に記入いただいた情報は、以下の経路で利用します。
1. お届け先の受取人さまが転送先にお住まいかどうかの確認、および郵便記録の管理
2. お届け先の受取人さまが転送先にお住まいでない場合は住所変更手続きのご案内
※郵便物の配達記録等は窓口配達専用郵便物に限り、ポストへの投入をお断りいたします。

<お問い合わせ先>
〇〇生命コールセンター
0120-000000
月～金曜日(祝日を除く)
受付時間 9:00～17:00

アンケート葉書
(切り離し可能)

(2) 利用方法



3 内国郵便約款を変更する理由

顧客の利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

4 実施予定期日

平成 31 年 1 月 1 日

※ 内国郵便約款の変更

変更前（現行）	変更後（案）
	<u>第 11 節の 2 返信依頼郵便</u> <u>（返信依頼郵便の取扱い）</u> <u>第 141 条の 2 当社は、郵便物を配達し、又は交付する際に、受取人の承諾を得た上で、郵便物に添付されている郵便葉書による返信の依頼を行う返信依頼郵便の取扱いをします。</u> <u>2 当社は、前項の承諾を得ることができなかった場合は、同項の依頼を行わずに郵便物を配達し、又は交付します。</u> <u>（返信依頼郵便とすることができる郵便物）</u> <u>第 141 条の 3 返信依頼郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（料金</u>

	<u>表に規定する定形外郵便物に限ります。)</u>につき、これをします。 (1) <u>書留とするものであること。</u> (2) <u>当社が指定する方法により返信のための郵便葉書(料金受取人払とするものに限ります。)</u>を添付したものであること。 (3) <u>料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含みます。)</u>としたものであること。 (4) <u>当社が別に定める表示に関する条件を満たすものであること。</u> <u>2 返信依頼郵便とする郵便物(以下「返信依頼郵便物」といいます。)</u>は、<u>当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。</u> <u>(返信依頼郵便の差出方法)</u> <u>第 141 条の 4 返信依頼郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、当社が別に定める事業所にあらかじめ利用の申出をした上、当社の指示に従いその事業所に差し出していただきます。</u> <u>(返信依頼郵便の表示)</u> <u>第 141 条の 5 返信依頼郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。</u> <u>(受取人不在等の場合の取扱い)</u> <u>第 141 条の 6 受取人不在その他の事由によって配達することができない返信依頼郵便物は、第 7 1 条(受取人不在等の場合の取扱い)の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、交付し、又は配達します。</u>
--	---

第3 審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	法第44条第2項の規定により、郵便約款に定めるところにより同条第1項に定めるもの以外の郵便物の特殊取扱を実施することができることとされており、今回の改正事項は、当該郵便物の特殊取扱の実施について定めているものであることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	返信依頼郵便の引受方法及び配達方法に関する事項を新設約款に定め、それ以外の事項は、現行の郵便約款に定められている一般的な規定が適用されるものであることから、適当である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	返信依頼郵便は後納により取り扱われることとされ、現行の郵便約款に定められている後納の規定が適用されるものであることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	現行の郵便約款に定められている損害賠償等の規定が適用されるものであることから、適当である。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。

参考資料

参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

第四十四条（特殊取扱）（略）

② 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換（差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。）その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

③ （略）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定め
ることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式そ

の他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する
提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件